



SG ARAB EQUITY FUND

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ



投資信託説明書（目論見書）

2008.01

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（目論見書）（訂正事項分）

2008. 12

1. 「SG アラブ株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年12月28日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月13日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年1月4日、平成20年1月31日、平成20年2月8日、平成20年2月18日、平成20年2月25日、平成20年3月3日、平成20年3月7日、平成20年4月1日、平成20年4月11日、平成20年5月19日、平成20年6月13日、平成20年7月1日、平成20年8月11日、平成20年8月25日、平成20年9月1日、平成20年9月12日、平成20年10月31日および平成20年12月15日に関東財務局長に提出しております。
2. 「SG アラブ株式ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）

2008. 12

1. 「SG アラブ株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年12月28日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月13日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年1月4日、平成20年1月31日、平成20年2月8日、平成20年2月18日、平成20年2月25日、平成20年3月3日、平成20年3月7日、平成20年4月1日、平成20年4月11日、平成20年5月19日、平成20年6月13日、平成20年7月1日、平成20年8月11日、平成20年8月25日、平成20年9月1日、平成20年9月12日、平成20年10月31日および平成20年12月15日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「SG アラブ株式ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

I. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成20年12月15日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「SG アラブ株式ファンド 投資信託説明書（交付目論見書） 2008.01」（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

投資信託説明書（交付目論見書）の概要の記載内容の一部が以下のとおり変更になります。

費用および税金

ファンドの取得申込みからご解約（ご換金）いただくまでにかかる費用および課税について

（課税については、個人の受益者に対する課税について記載しております。）

法人の受益者については、第二部ファンド情報 4手数料等及び税金（5）課税上の取り扱いをお読みいただき、税務専門家にご相談下さい。）

時期	項目	対象	費用・税金						
お申込時	申込 手数料	基準価額 × 取得口数	上限:3.15% (税抜き3.00%) 手数料率については、販売会社が独自に定めます。						
収益 分配時	税金	～平成 20 年 12 月 31 日							
		平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日							
		平成 23 年 1 月 1 日～							
ご解約時 償還時 ※	普通 分配金	所得税率:7% 地方税率:3%	その年の 配当金・ 普通配当 金等に対 して ⁽¹⁾	100 万円以下の部分 ⁽²⁾ 所得税率:7% 地方税率:3%		所得税率:15% 地方税率:5%			
				100 万円超の部分 ⁽²⁾ 所得税率:15% 地方税率:5%					
				個別元本 超過額	所得税率:7% 地方税率:3%	その年の 譲渡所得 等に対し て ⁽³⁾	500 万円以下の部分 所得税率:7% 地方税率:3%		所得税率:15% 地方税率:5%
							500 万円超の部分 所得税率:15% 地方税率:5%		

(1) 配当金・普通配当金等…上場株式（上場投資信託、上場不動産投資信託を含む。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金等

(2) 同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものは除きます。

(3) 譲渡所得等…上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益

※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

ファンドの収益分配金は、配当控除の適用はありません。

上記の内容は、本書作成日現在の税法等に基づくものであり、税法等が改正された場合には、上記の内容および本書における税制等に関する記載内容が変更になることがあります。

(5) 課税上の取扱い（原交付目論見書20～22ページ）

記載内容が以下のとおり更新されます。

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

① 個人の受益者に対する課税

＜平成 20 年 12 月 31 日まで＞

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7 %および地方税 3 %）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

＜平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで＞

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7 %および地方税 3 %）、平成 23 年 1 月 1 日からは 20%（所得税 15 %および地方税 5 %）となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までは 1 年間に受け取る上場株式等（上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の配当所得（1 銘柄当たりの年間の支払金額が 1 万円以下のものを除きます。）の合計額が 100 万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100 万円以下の部分については 10%（所得税 7 %および地方税 3 %）、100 万円を超える部分については 20%（所得税 15 %および地方税 5 %）となります。

○解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）にかかる税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7 %および地方税 3 %）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。ただし、1 年間の上場株式等の譲渡益の合計額が 500 万円を越える部分の税率は 20%（所得税 15 %および地方税 5 %）となり、確定申告が必要となります。

＜平成 23 年 1 月 1 日以降＞

金額にかかわらず 20%（所得税 15 %および地方税 5 %）の税率が適用されます。

ファンドは、配当控除は適用されません。

※ 買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは 7 %（所得税）、平成 21 年 4 月 1 日からは 15 %（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。なお、ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

③個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「分配金再投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

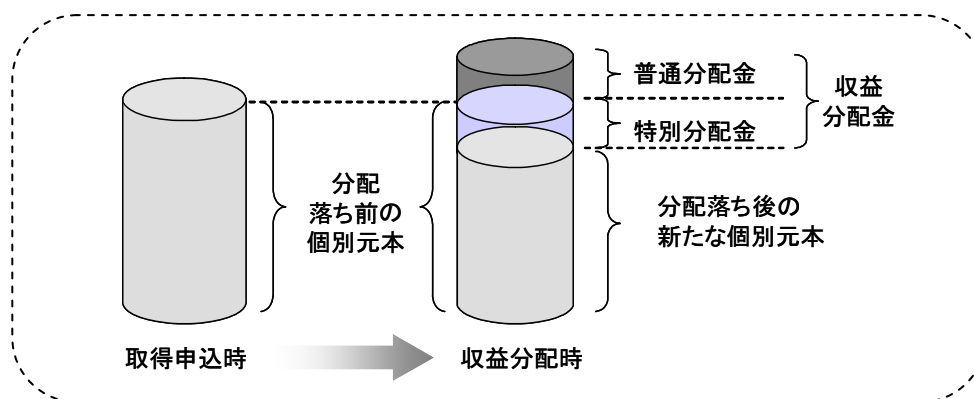
4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

6 手続等の概要

(2) 換金（解約）手続等（原交付目論見書23～24ページ）

記載内容が以下のとおり更新されます。

①（略）

②解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.2%）

③～⑤（略）

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（請求目論見書）（訂正事項分）

2008. 12

1. 「SG アラブ株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年12月28日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月13日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年1月4日、平成20年1月31日、平成20年2月8日、平成20年2月18日、平成20年2月25日、平成20年3月3日、平成20年3月7日、平成20年4月1日、平成20年4月11日、平成20年5月19日、平成20年6月13日、平成20年7月1日、平成20年8月11日、平成20年8月25日、平成20年9月1日、平成20年9月12日、平成20年10月31日および平成20年12月15日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「SG アラブ株式ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

I. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成20年12月15日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「SG アラブ株式ファンド 投資信託説明書（請求目論見書） 2008.01」（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

投資信託説明書（請求目論見書）の概要の記載内容の一部が以下のとおり変更になります。

第2 手続等

2 換金（解約）手続等（原請求目論見書2～3ページ）

記載内容が以下のとおり更新されます。

(1) （略）

(2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

解約価額＝ 基準価額－ 信託財産留保額＝ 基準価額－（基準価額×0.2%）

(3) ～(7) （略）



SG ARAB EQUITY FUND

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ



投資信託説明書（交付目論見書）

2008.01



SOCIÉTÉ GÉNÉRALE
Asset Management

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ＳＧ アラブ株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年12月28日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月13日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「ＳＧ アラブ株式ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、SG アラブ株式ファンド(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、値動きのある投資信託証券を主要投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「信用リスク」または「カントリーリスク」などがあります。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の本文「第二部 ファンド情報 3. 投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

＜直接ご負担いただく費用＞

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.15%(税抜き 3.00%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※ 詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金(解約)手数料

ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

ご解約請求のお申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.2%を乗じて得た額とします。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の本文「第二部 ファンド情報 4. 手数料等及び税金」をご覧ください。

＜間接的にご負担いただく費用＞

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.197% (税抜年 1.14%) の率を乗じて得た額とします。ファンドが投資するサブファンドの本書作成日現在の信託報酬額の上限は、それぞれ年率 1.0% および 0.15% を乗じて得た額となります。この他、「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」には成功報酬がかかります。したがって、当該信託報酬等を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率 2.197% (=1.197% + 1.0%) + 成功報酬となり、実際の信託報酬額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。

◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・組入有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等
- ・年率 0.01% 以内の年次税 (各サブファンドにそれぞれかかります。)

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それらの上限額および計算方法は記載しておりません。

※ 詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の本文「第二部 ファンド情報 4. 手数料等及び税金」をご覧ください。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成19年12月28日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	S G アラブ株式ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	当初募集額：上限 200億円 継続募集額：上限 1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		5
第1 ファンドの状況		5
1 ファンドの性格		5
2 投資方針		8
3 投資リスク		16
4 手数料等及び税金		19
5 運用状況		22
6 手続等の概要		22
7 管理及び運営の概要		26
第2 財務ハイライト情報		29
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		30
第4 ファンドの詳細情報の項目		31
約 款		巻末



投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

SG アラブ株式ファンド

商 品 分 類	追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、主として中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業（中東・北アフリカ諸国の企業を含みます。）の株式等に分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
ファンドのリスク	ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	年 2 回決算、4 月、10 月の原則 15 日。当該日が休業日の場合は翌営業日。ただし第 1 回目の決算日は平成 20 年 10 月 15 日。
分 配 方 針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配する方針です。
お 申 込 日	原則として毎営業日（午後 3 時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 11 時まで。ただし海外の休業日の場合は受け付けません。）※ ¹ に取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額（当初 1 口＝1 円）
お 申 込 単 位	収益分配金の受取り方法により、分配金受取りコースと分配金再投資コースの 2 つの申込コースがございます。取り扱う申込コースは販売会社により異なります。また各申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
お 申 込 手 数 料 率	販売会社が定める料率とします。本書作成日現在、3.15%（税抜き 3.0%）が上限となっております。
ご 解 約（換 金）	・ 原則として毎営業日（午後 3 時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 11 時まで。ただし海外の休業日の場合は受け付けません。）※ ¹ にご解約のお申込み（一部解約の実行の請求）ができます。 ・ ご解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として 6 営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した解約価額とします。
信 託 財 産 留 保 額	ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.2%を乗じて得た額とします。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率 1.197%（税抜き 1.14%）※ ² を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社

※ 1 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また海外休業日はルクセンブルグの銀行休業日です。

※ 2 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。



ファンドの特色

- 1 主としてアラブ地域を中心とした中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業※に実質的に投資します。

※ サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等（これに準じるワラントや債券等を含みます）を実質的な投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。ベンチマークはありません。

- 2 ファンドはファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業に投資するファンドへの投資を通じて、これらの地域への実質的な投資を行います。

- ◆ 主としてルクセンブルグ籍の外国投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」と「SGAM Fund マネー マーケット（USD）」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」を通じて行います。詳しくは本文をご参照ください。

MENA（ミーナ）地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議（GCC）6カ国を中心に形成される経済圏です。

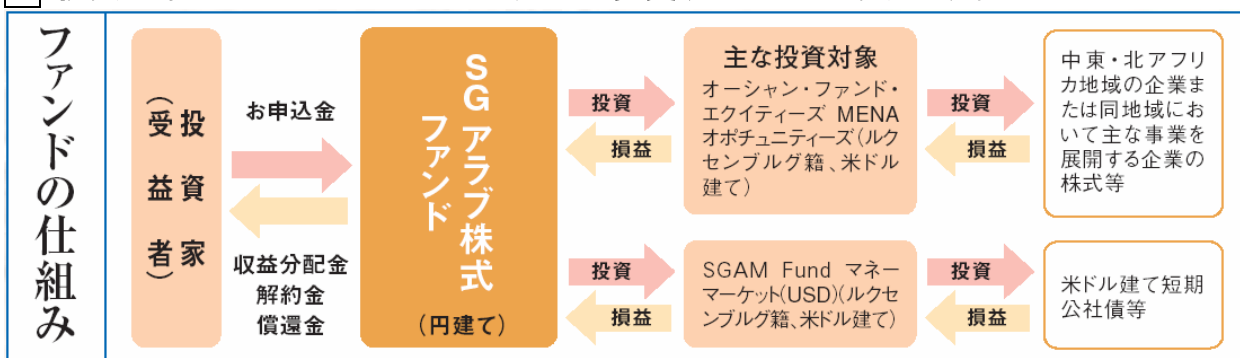
オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズの運用は、アラブ地域への投資に精通し豊富な運用実績を有するソシエテ ジェネラル アセット マネジメント インターナショナル リミテッド（SGAM UK）が行います。また、SGAM Fund マネー マーケット（USD）の運用はソシエテ ジェネラル アセット マネジメントが行います。

- 3 年2回決算を行い、収益の分配を目指します。

- ◆ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準や、市況動向を勘案して決定します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ◆ 決算は年2回：4月、10月の原則15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い分配方針に基づいて分配を行います。ただし、運用状況によっては分配金が支払われない場合があります。第1回目の決算日は平成20年10月15日です。

- 4 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 5 投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。





ファンドのリスク

ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて株式など実質的に値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

またファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。したがって、投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドは分散投資などによりリスクの分散、抑制に努めています。しかし、ファンドの基準価額を変動させる大きな要因となるリスクには主に次のようなものがありますので、十分にご理解いただきご投資くださいますようお願い申し上げます。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

1. 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2. 信用リスク

上場会社が倒産した場合または予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払の遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落し（ゼロになる場合もあります）、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3. 流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4. カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下が



る要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。一般に、ファンドの主要投資先である中東・北アフリカなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、規制や取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらに中東・北アフリカ地域については、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時には流動性が極端に減少し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

5. 為替変動リスク

外国株式など外貨建資産は、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

6. その他の留意事項

取得・解約の申込総額が多額な場合で、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または、投資対象地域において経済事情の急変やその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくは不慮の出来事などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に設定・解約等ができない場合等、委託会社の判断により、ファンドの取得、解約の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受付けを取り消すことがあります。取得、解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の取得・解約の申込みを撤回できます。



ご投資の流れ

	時期	価格決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 取得申込受付可能※	取得申込受付日の 翌営業日	
決算日 収益分配	毎年4月、10月の 原則15日 (休業日の場合は翌営業日)	毎年4月、10月の 原則15日 (休業日の場合は翌営業日)	決算日から 5営業日目までに お支払いを開始
ご解約	毎営業日 解約申込受付可能※	解約申込受付日の 翌営業日	解約申込受付日から 6営業日目よりお支払い

※ルクセンブルグの銀行休業日の場合は取得および解約の申込みの受付は行いません。

ご投資に当たって

取得のお申込みは、販売会社の窓口で承ります。

お 申 込 日

取得のお申込みは、原則として販売会社の営業日に取扱います。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日の場合は受け付けません。

お 申 込 時 間

午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受け付けとします。

お 申 込 手 続 き

販売会社に取り引口座をご開設ください。以下の取得申込方法でお申込みいただけます。

お 申 込 単 位

収益分配金の受取り方法により、分配金受取りコースと分配金再投資コースの2つの申込コースがございます。取り扱う申込コースは販売会社により異なります。また各申込コースのお申込単位は、販売会社が定める単位とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お 申 込 価 額

取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額でのお買付けになります。※基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お 申 込 手 数 料 率

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定めるお申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.15%（税抜き3.0%）となっております。

※お申込手数料率は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



収益分配について

年2回決算、4月、10月の原則として15日（当該日が休日の場合は翌営業日）に次の通り収益分配を行う方針です。

収益分配方針

ファンドに帰属すべき経費控除後の繰越分も含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、収益分配金にあてずに投資信託財産に留保した収益については、ファンドの運用の基本方針に基づき運用を行います。

お受取り方法

収益分配金のお受取り方法は、以下の通りです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金をお支払いする場合は、原則として決算日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社においてお支払いを開始いたします。

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いたあと無手数料で自動的に再投資されます。

ご解約（換金）に当たって

ご解約申込日

ご解約のお申込み（一部解約の実行の請求）は、原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日の場合は受け付けません。

ご解約申込時間

午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付とします。

ご解約手続き

取得のお申込みを行った販売会社で受け付けます。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご解約単位

販売会社が定める単位とします。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご解約時の価額

ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.2%）を差し引いた解約価額でのご解約になります。
※基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ご解約時の手数料等

ご解約時の手数料はありません。

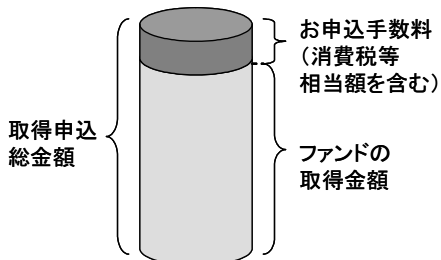
ご解約金

ご解約お申込受付日から起算して、原則として6営業日よりお支払いいたします。

費用および税金

取得申込時にお支払いいただく金額

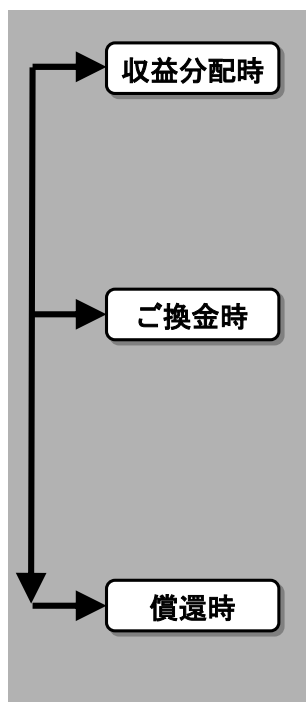
取得申込総金額をお支払いいただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料を加算した金額をいいます。お申込手数料率は申込コースや販売会社によって異なります。



お申込手数料率が 3.15% の場合にファンドを 100 万円分取得する際の計算例

ファンドの取得金額	お申込手数料	取得申込総金額
1,000,000 円	+ 31,500 円	= 1,031,500 円

ファンド取得後、ご換金いただくまでにかかる費用および税金（個人の受益者の場合）



収益分配時にかかる税金

決算日ごとに委託会社が決定した収益分配金をお支払いいたします（ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります）。収益分配金には普通分配金と特別分配金※があり、そのうちの普通分配金に対しては、そのつど 10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率で税金が源泉徴収されます。

ご換金時にかかる費用および税金

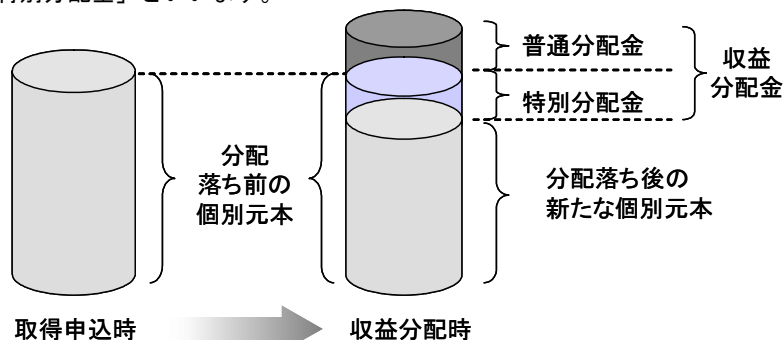
解約お申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.2% の信託財産留保額が差し引かれた解約価額としてご換金いただきます。また、解約価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合の超過額に対しては、10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率で税金が源泉徴収されます。

償還時にかかる税金

償還時の価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して 10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率で源泉徴収されます。

（注）上記の税率は、平成 20 年 1 月現在のものです。税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

※ 収益分配金落ち後の基準価額が受益者ごとの個別元本を下回っていた場合、収益分配金のうちの下回った額に相当する部分を「特別分配金」といいます。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。



ファンドの取得申込みからご換金いただくまでにかかる費用および課税について

時期	項目	費用・税金		備考
お申込時	申込手数料	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額	申込手数料率: 3.15%(税抜き3.00%)を上限として販売会社が定めます。	
収益分配時	税金	普通分配金 ^{※1} に対し課税	個人の受益者: 所得税7%・地方税3% ^{※2}	源泉徴収 ^{※3} (総合課税選択の場合は配当控除の適用はありません)
			法人の受益者: 所得税7% ^{※2}	源泉徴収 益金不算入制度の適用ありません
ご解約時	税金	解約価額の個別元本超過額 ^{※4} に対し課税	個人の受益者: 所得税7%・地方税3% ^{※2}	源泉徴収 ^{※3}
			法人の受益者: 所得税7% ^{※2}	源泉徴収
償還時	税金	償還時の基準価額の個別元本超過額に対し課税	個人の受益者: 所得税7%・地方税3% ^{※2}	源泉徴収 ^{※3}
			法人の受益者: 所得税7% ^{※2}	源泉徴収

※1 普通分配金に関しては、前頁の図をご参照ください。

※2 所得税および地方税は、平成21年4月1日より、所得税15%・地方税5%となる予定です。なお、法人の受益者に対する地方税の源泉徴収はありません。この他、税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

※3 確定申告を行い、総合課税の選択をすることも可能です。

※4 解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した金額を解約価額とします。解約価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合の超過額です。



ファンドの情報開示について

基準価額

- ①基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。販売会社または委託会社にお問合わせいただくことによって知ることができます。
- ②算出された日の翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。
(オープン基準価格欄 [SGアセット] にて「アラブ株」の略称で掲載されます。)
※基準価額は1万口当たりで表示されます。
- ③委託会社のホームページに毎日掲載します。

週次・月次レポート

ファンドの投資信託財産の状況、運用経過をまとめ、原則として月次または週次レポートとして開示を行う方針です。これらのレポートは委託会社のホームページで閲覧することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月の決算期末ごとおよびファンドの運用の終了時（償還時）に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。販売会社はあらかじめ申し出を受けた受益者の住所に運用報告書を送付します。

その他

法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が4月および10月の計算期間終了後3カ月以内に行われます。これらの書類は金融庁のEDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム、ホームページアドレス <http://info.edinet.go.jp/>）を通じて閲覧することができます。

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（わが国の金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>



SG アラブ株式ファンド用語集

本投資信託説明書（目論見書）中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。計算期間終了時および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託（日々決算型等を除く）についても導入されています。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた（分配落ち）後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金（非課税）となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金（課税）となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。あらかじめ決められた日（信託終了日）に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担していただき、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	投資信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ファンド・オブ・ファンズ	株式や債券などに直接投資するのではなく、他の投資信託証券（サブファンド）に投資する投資信託（ファンド）です。複数の投資信託を組み合わせ、ひとつにまとめた投資信託と見ることもできます。投資信託はそれぞれの運用方針に基づいて銘柄分散など分散投資が行われるものですが、複数の投資信託を組み合わせることで、更に運用会社（ファンド・マネージャー）や運用スタイルの分散を図ることができることなどが利点として挙げられます。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

SG アラブ株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

- ① 当初申込期間（平成20年 1月15日から平成20年 1月30日まで）
200億円を上限とします。
- ② 継続申込期間（平成20年 1月31日から平成21年 1月15日まで）
1,000億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

① 発行価格

- (イ) 当初申込期間（平成20年 1月15日から平成20年 1月30日まで）
1口当たり1円とします。
- (ロ) 継続申込期間（平成20年 1月31日から平成21年 1月15日まで）
取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関および第一種金融商品取引業者（以下、「販売会社」といいます。）または委託会社（後述

の「(12) その他 ⑤ その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、算出された日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄「SGアセット」にて「アラブ株」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.15% (税抜き3.0%) となっております。詳しくは販売会社(「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(6) 申込単位

販売会社が定める申込単位とします。申込単位については販売会社(「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(7) 申込期間

当初申込期間：平成20年 1月15日から平成20年 1月30日まで

継続申込期間：平成20年 1月31日から平成21年 1月15日まで※

※ 申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社(販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(9) 払込期日

① 当初申込期間(平成20年 1月15日から平成20年 1月30日まで)

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、申込期間中に取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる発行価額の総額は、払込期日(平成20年1月31日)に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

② 継続申込期間(平成20年 1月31日から平成21年 1月15日まで)

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。))までに、取得申込総金額※を当該販売会社において支払う

ものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあります。「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

なお、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、「投資信託定時定額購入プラン」等に関する取り決めを行う必要があります。

詳しくは販売会社（後記⑤のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）の半休日は午前11時）までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、取得申込みの受付を行いません。

② 取得申込受付けの中止

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの振替受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（わが国の金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。詳しくは後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ※に属します。

※ 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（マザー信託を除く））に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 主としてアラブ地域を中心とした中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業※に実質的に投資します。

※：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等（これに準じるワラントや債券等を含みます）を実質的な投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。ベンチマークはありません。

2. ファンドはファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業に投資するファンドへの投資を通じて、これらの地域への実質的な分散投資を行います。

- 主としてルクセンブルグ籍の外国投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズMENA オポチュニティーズ」と「SGAM Fund マネー マーケット（USD）」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズMENA オポチュニティーズ」を通じて行います。詳しくは後記(2) ファンドの仕組み および 2投資方針(1)投資方針 ②投資態度をご参照ください。

MENA（ミーナ）地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議（GCC）6カ国を中心に形成される経済圏です。

オーシャン・ファンド・エクイティーズMENA オポチュニティーズの運用は、アラブ地域への投資に精通し豊富な運用実績を有するソシエテ ジェネラル アセット マネジメント インターナショナル リミテッド（SGAM UK）が行います。また、SGAM Fund マネー マーケット（USD）の運用はソシエテ ジェネラル アセット マネジメントが行います。

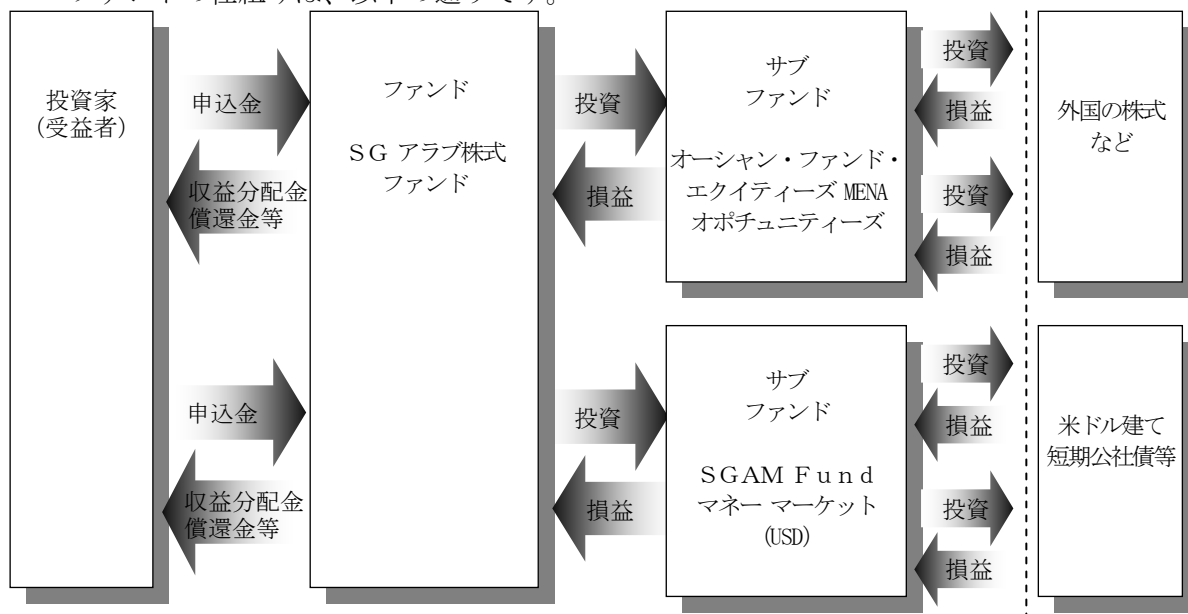
3. 年2回決算を行い、収益の分配を目指します。

- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準や、市況動向を勘案して決定します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

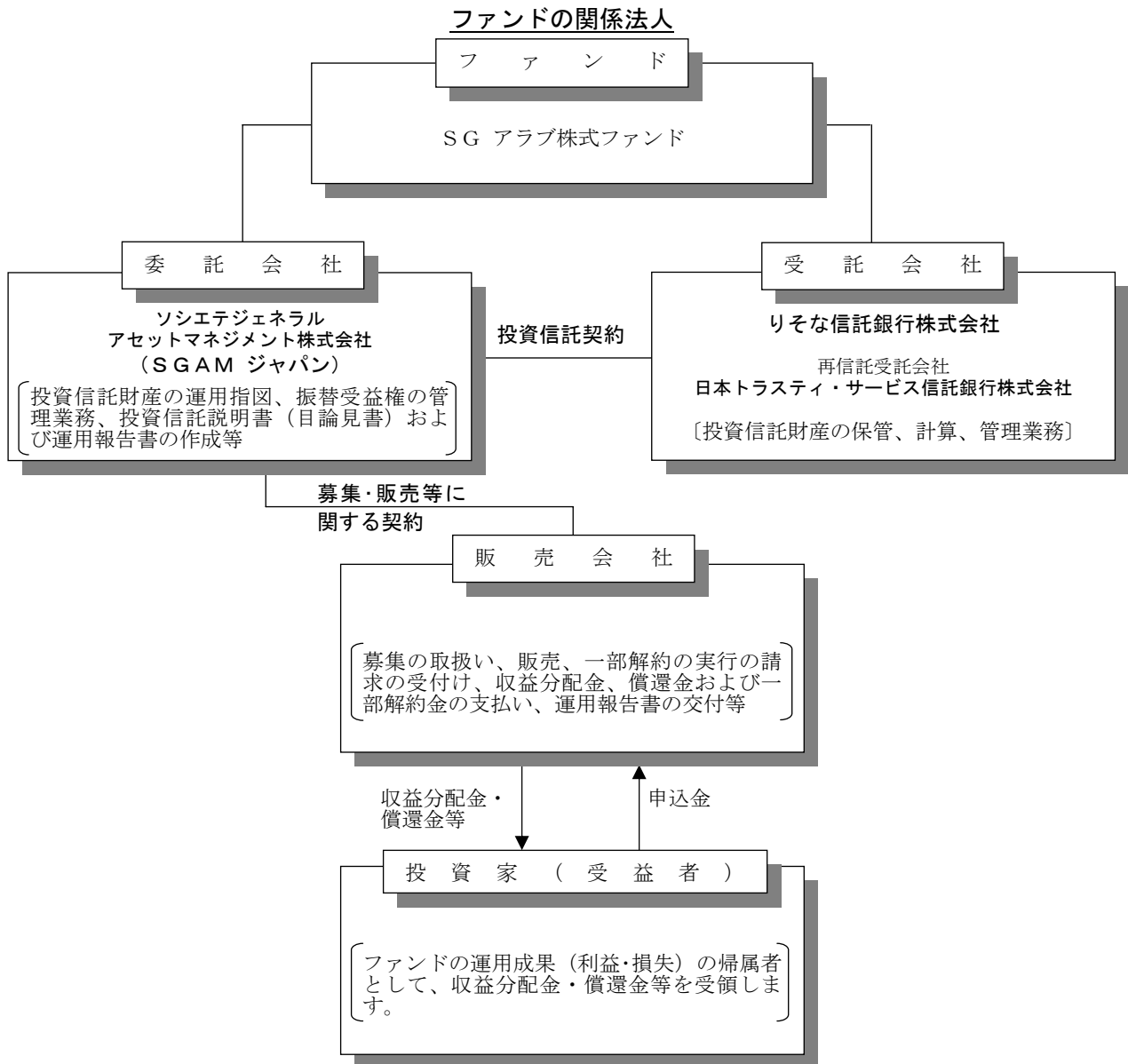
- 決算は年2回。4月、10月の原則として各15日、休日の場合は翌営業日に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。
4. 原則として、為替ヘッジは行いません。
 5. 投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ・ジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大 株 主	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
の 状 況	SGAMノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書提出日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称として以下のように表示することがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント （本社・フランス パリ）	SGAM
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 （本社・日本 東京）	SGAM ジャパン
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント インターナショナル リミテッド （本社・イギリス ロンドン）	SGAM UK

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

② 投資態度

（イ）主としてルクセンブルグ籍の米ドル建ての外国投資法人である「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ（Ocean Fund Equities MENA Opportunities）」および「SGAM Fund マネー マーケット（USD）（SGAM Fund Money Market（USD））」（以下両ファンドを総称してまたは個別に「サブファン

ド」という場合があります。)の投資証券(以下「投資信託証券」といいます。)を投資対象とします。

- (ロ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドの投資信託証券への投資を通じて行います。
- (ハ) 投資対象のサブファンドにおいては、中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業(中東・北アフリカ諸国の企業を含みます。)の株式等へ投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ニ) 外国投資証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、有価証券先物取引に限ります。)
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主としてサブファンドの投資信託証券に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- (d) 投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (e) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (f) 外国の者が発行する譲渡性預金証書

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) コール・ローン
- (c) 手形割引市場において売買される手形
- (d) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

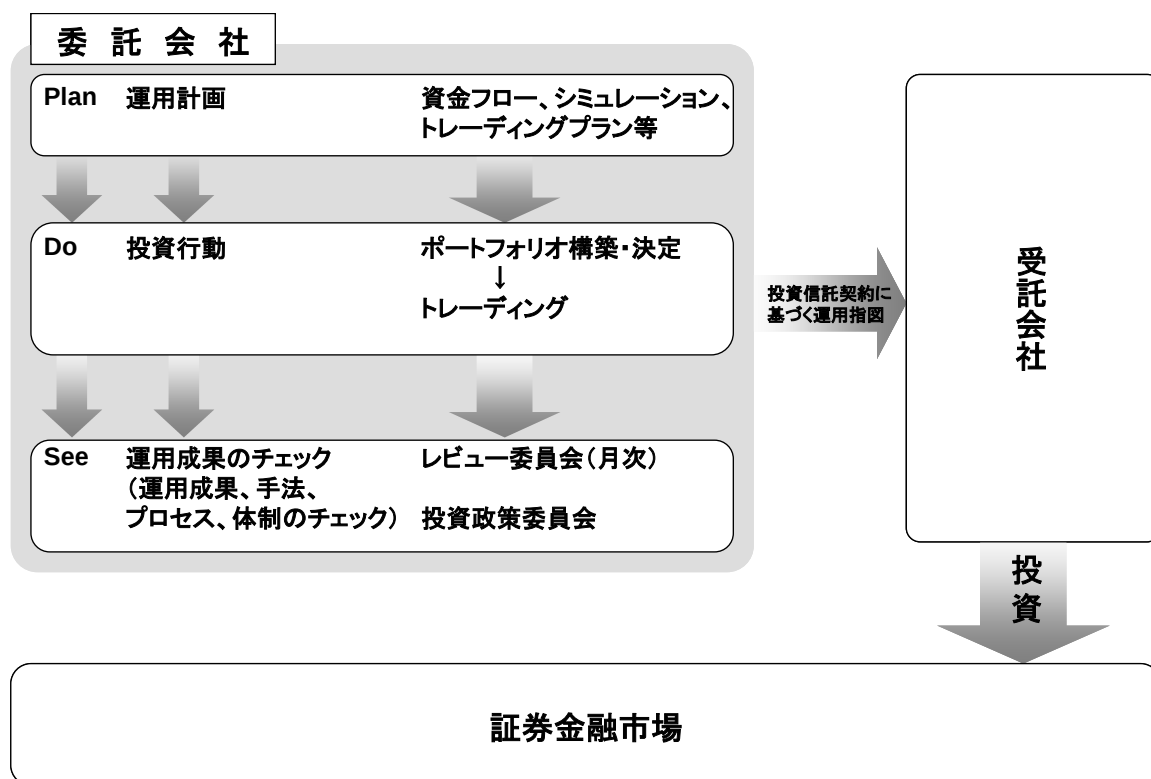
前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他

- (a) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- (b) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (c) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (d) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 運用体制

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象であるサブファンドの買付、および組入れを高位に保つことを指図します。



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部（3名程度）

投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンドマネージャー（3名程度）

運用成果のチェック・・レビュー委員会（10名以上）、投資政策委員会（5名）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・内部管理体制に関する規程
- ・サービス規程（ファンド・マネージャー用）
- ・クレジット委員会運用規定
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・各種業務マニュアル
- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

※上記は本書提出日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針

① 収益分配方針

毎決算時（年2回。4月、10月の原則15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益^{※1}および売買益^{※2}（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

※2 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。

② 収益の分配

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(5) 投資制限

① 投資信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への直接投資は行いません。

(ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ニ) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、投資信託約款または投資法人規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。）が定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

(ト) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。有価証券等の価

格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

参 考 情 報

ファンドが投資する投資信託証券の概要

サブファンド名	オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ (Ocean Fund Equities MENA Opportunities)
形態	ルクセンブルグ籍投資法人「Ocean Fund」をアンブレラファンド※とするサブファンド、 Ocean Fund Equities MENA Opportunitiesの投資証券Jシェア(米ドル建)
主な投資対象	主として中東・北アフリカ諸国の企業または同地域において主な事業を展開する企業に 投資します。
運用の基本方針	主として中東・北アフリカ諸国(MENA: サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、ク ウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨル ダン等)の企業等に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指して運用します。
ベンチマーク	なし
設定日	2007年6月25日
決算日	年1回、原則9月30日に決算を行います。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
解約制限	サブファンドの解約請求の合計が当該解約日における受益権の総口数の10%を超える 場合、アンブレラファンド※の裁量でサブファンドの解約請求の合計が発行済受益権の証 券総口数の10%未満になるように、全ての受益者を対象に解約額を減額することができ ます。
信託報酬	年率1.0%以内
成功報酬	基準価額(成功報酬控除前)が、期首の基準価額から年率10%を超えて値上がりした場 合、超過分の値上がり益に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上 され(値下がりの場合は戻し入れされます)、計算期間終了後にサブファンドから控除さ れます。
その他の費用	年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問運用 会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメントUKリミテッド (Societe Generale Asset Management UK Limited)
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト (Societe Generale Bank & Trust)
管理会社	NAV: ユーロ VL ルクセンブルグ (Euro-VL Luxembourg S.A.) 売買: ヨーロピアン ファンド サービスズ (European Fund Services S.A.)
監査法人	プライスウォーターハウスクーパーズ (PriceWaterhouseCoopers S.a.r.l.)

※外国投資信託証券で、複数のサブファンドが群として構成され一体となったもので、サブファンド相互間で無料または通常より低い手数料で乗り換えることができるものをいいます。

サブファンド名	SGAM Fund マネー マーケット(USD) (SGAM Fund Money Market (USD))
形態	ルクセンブルグ籍投資法人SGAM FundをアンブレラファンドとするサブファンドSGAM Fund マネー マーケット(USD)の投資証券Jシェア(米ドル建)
主な投資対象	主としてUSD建て短期公社債を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主として米国の短期公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
設定日	1996年6月18日
決算日	年1回、原則5月31日に決算を行います。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
解約制限	解約請求の合計がその解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの裁量で解約請求の合計が発行済受益権の証券総口数の10%未満になるように、全ての受益者を対象に解約額を減額することができます。
信託報酬	年率0.15%以内
その他の費用	年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問運用会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント S.A. (Societe Generale Asset Management S.A.)
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト (Societe Generale Bank & Trust)
管理会社	NAV: ユーロ VL ルクセンブルグ (Euro-VL Luxembourg S.A.) 売買: ヨーロピアン ファンド サービスズ (European Fund Services S.A.)
監査法人	プライスウオーターハウスクーパーズ (PriceWaterhouseCoopers S.a.r.l.)

※各投資信託証券の表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて株式など実質的に値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。したがって、投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドは分散投資などによりリスクの分散、抑制に努めています。しかし、ファンドの基準価額を変動させる大きな要因となるリスクには主に次のようなものがありますので、十分にご理解いただきご投資くださいますようお願い申し上げます。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

上場会社が倒産した場合または予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払の遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落し（ゼロになる場合もあります。）、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当のために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。一般に、ファンドの主要投資先である中東・北アフリカなどのエマージング市場は、先進諸国

の市場と比べた場合、規制や取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらに中東・北アフリカ地域については、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時においては流動性が極端に減少し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

⑤ 為替変動リスク

外国株式など外貨建資産は、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

⑥ その他の留意事項

取得・解約の申込総額が多額な場合で、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または、投資対象地域において経済事情の急変やその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくは不慮の出来事などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に設定・解約等ができない場合等、委託会社の判断により、ファンドの取得、解約の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受付けを取り消すことがあります。取得、解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の取得・解約の申込みを撤回できます。

(2) その他の留意点

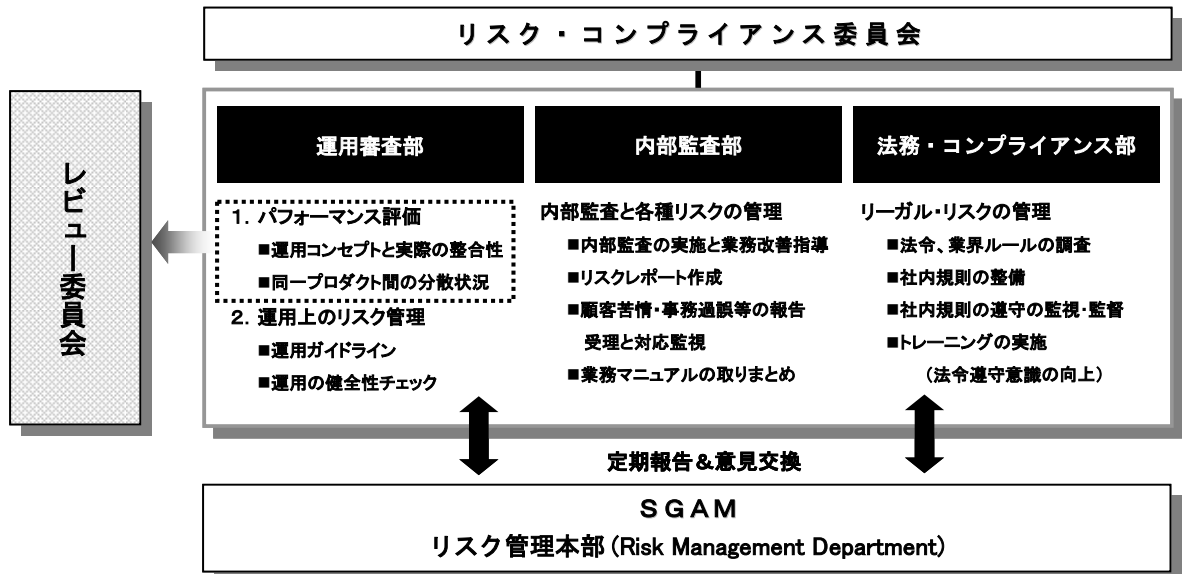
ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が 10 億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

(3) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



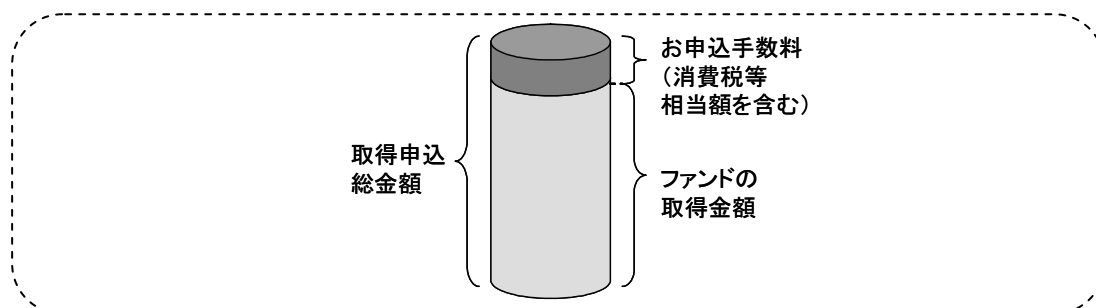
※上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとなります。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.15%（税抜き3.0%）となっております。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社または委託会社（下記、お問い合わせ先）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（わが国の金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。ただし、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た信託財産留保額※が控除されます。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.197%（税抜き1.14%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

（単位：％）

委託会社	販売会社	受託会社
0.315 （税抜き0.30）	0.840 （税抜き0.80）	0.042 （税抜き0.04）

- ② 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。
- なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

(4) その他の手数料等

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに投資信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず当該計算期間を通じて毎日投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た金額を、毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ④ ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」および「SGAM Fund マネー マーケット (USD)」の本書提出日現在の信託報酬額の上限は、それぞれの投資信託財産の純資産総額に対し年率 1.0%以内および年率 0.15%以内を乗じて得た額となります。また「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」には成功報酬がかかります。したがって、当該信託報酬等を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率 2.197%（＝1.197%＋1.0%）＋成功報酬となり、実際の信託報酬額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。
- このほか、サブファンドにおいては年率 0.01%以内の年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用等がかかります。

(5) 課税上の取扱い

① 個別元本方式について

(イ) 個別元本について

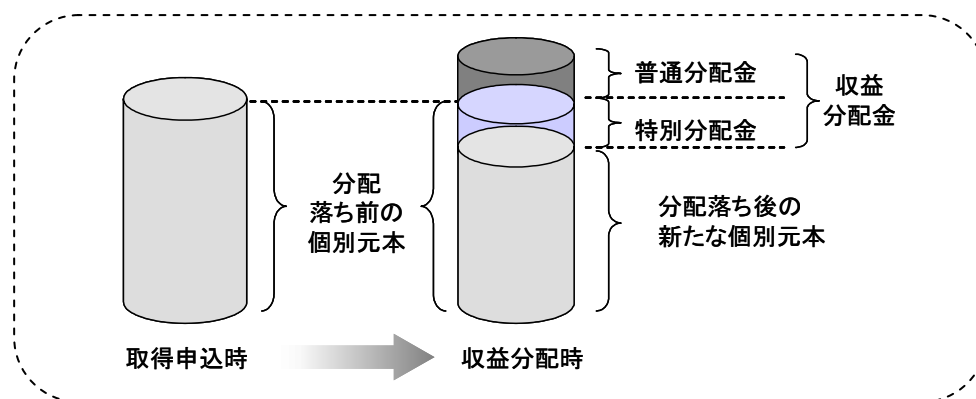
- (a) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- (b) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- (c) 振替受益権については振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の両コースを通じてそれぞれ取得した場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (d) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、(ハ) 収益分配金の課税について をご参照ください。）。
- (ロ) 一部解約時および償還時の課税について
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- (ハ) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）、また平成 21 年 4 月 1 日以降は 20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度（源泉徴収の

みで納税が完了する仕組み）が適用されます。

確定申告を行い総合課税の選択をすることも可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは 7 %（所得税 7 %）、また平成 21 年 4 月 1 日以降は 15 %（所得税 15 %）の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。なお地方税に関する源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

※ファンドは、益金不算入および配当控除の対象ではありません。

◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」のほか、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

ファンドの運用について、有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは平成20年1月31日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

(1) 投資状況

該当事項はありません。

(2) 投資資産

該当事項はありません。

(3) 運用実績

該当事項はありません。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日の場合のお申込みは受け付けません。取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加

の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、当初申込期間においては1口につき1円とし、継続申込期間においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(わが国の金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで)

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

- ③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」※と「分配金受取りコース」とがあります。各申込コースの詳細は販売会社へお問い合わせください。

※ 「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については前記②のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(2) 換金（解約）手続等

- ① 換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日の場合には解約請求の申込みは受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- ② 解約に関して手数料はありませんが、解約の価額^{※1}は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本^{※2}を上回った場合その超過額の 10%。なお、平成 21 年 4 月 1 日からは 20%。）を差し引いた金額^{※3}となり、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

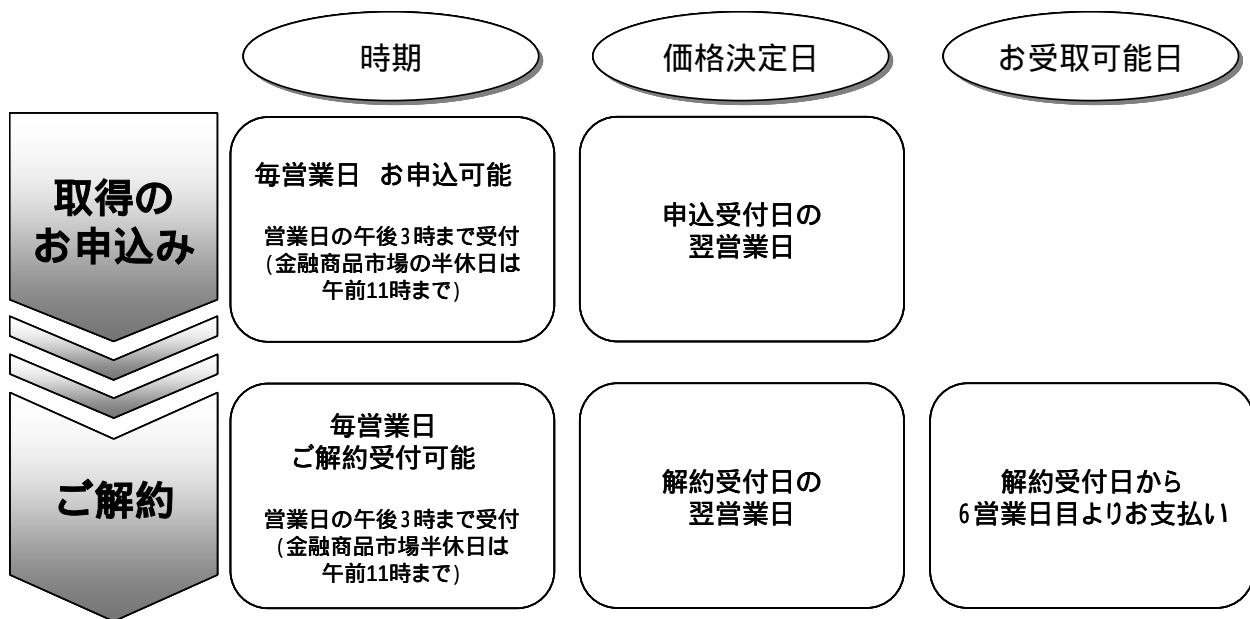
※1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.2%）

※2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。

※3 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の 7%。なお、平成 21 年 4 月 1 日からは 15%。）を差し引いた金額となります。

- ③ 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 委託会社は、解約請求申込受付日の一部解約の実行の請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができます。

※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

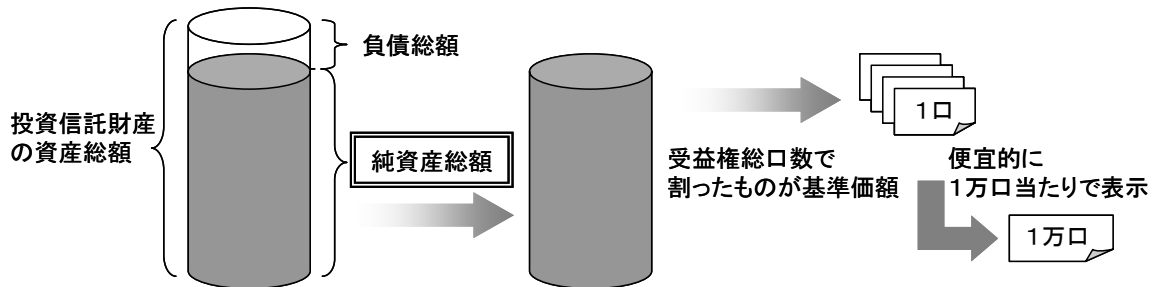


ルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得および解約の申込みの受付は行いません。

7 管理及び運営の概要

資産の評価 <基準価額の算定>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



<基準価額の算出頻度と公表>

基準価額は、委託会社によって毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また当日の基準価額は原則として、算出された日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「アラブ株」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（わが国の金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託期間

平成20年1月31日から無期限[※]です。

※ただし信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

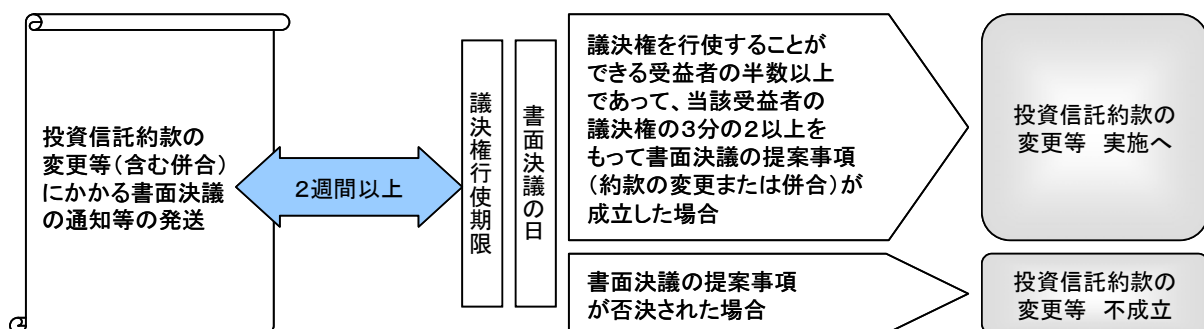
計算期間

原則として、毎年4月16日から10月15日まで、10月16日から翌年4月15日までとします。ただし、第1期計算期間は平成20年1月31日から平成20年10月15日までとします。

投資信託約
款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (c) (b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (d) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (e) (b)から(d)の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



- (f) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了 (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資
(投資信託 信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、
契約の解 あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
約) A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めた
とき

B やむを得ない事情が発生したとき

C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を
乗じて得られる純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合

D AからCにかかわらず、ファンドが投資対象とする投資信託証券にか
かる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解
散することとなる場合

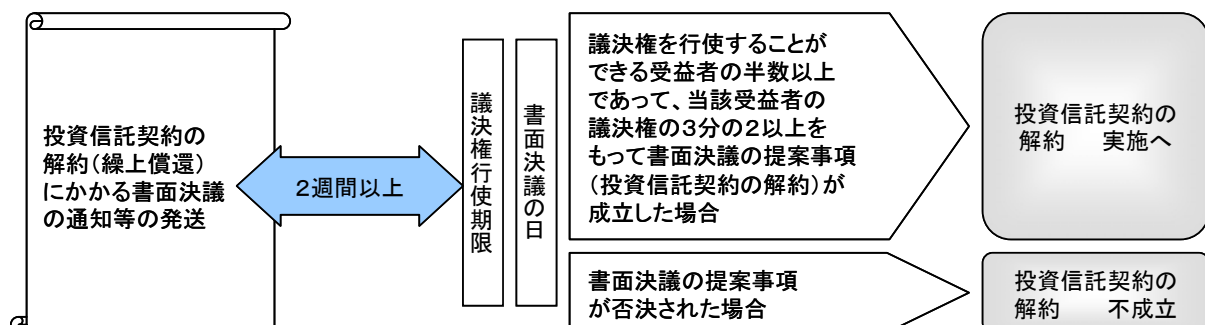
委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この
場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約
の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事
項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受
益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ
を行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使し
ないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものと
みなす旨を定めています。

(b) (a) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上で
あって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行い
ます。

(c) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生
じます。

(d) (a) から(c)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案を
した場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての
の受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには
適用しません。また(a)のAからDにより投資信託契約を解約する場合
であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生
じている場合には適用しません。

<信託の終了の手続>



(e) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(f) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

BまたはCにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「投資信託約款の変更等」の書面決議出で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎年4月および10月の計算期間の終了後および償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を毎年4月および10月の計算期間の終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成20年1月31日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

なお、ファンドの監査は、新日本監査法人が行います。

1 貸借対照表

該当事項はありません。

2 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

3 注記表

該当事項はありません。

第3 国内投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還

日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「**第三部 ファンドの詳細情報**」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

運用の基本方針

投資信託約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

【運用方法】

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。
- ② 投資対象の投資信託証券は、別に定める指定投資信託証券に規定された投資信託証券に限るものとします。
- ③ ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主として中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業（中東・北アフリカ諸国の企業を含みます。）の株式等へ分散投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ④ 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、投資信託約款または投資法人規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。）が定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

【収益分配方針】

毎決算時（原則として年2回、毎年4月15日および10月15日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

収益分配額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

SG アラブ株式ファンド

投資信託約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金200億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができますものとして。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第42条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項または第49条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については200億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振

替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。なお、最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。

- ② 指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第38条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

- ③ 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、原則として、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。た

だし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第13条 受益者は、自己に帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委

託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、第20条に掲げるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券に規定する受益証券または投資証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）、および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. コール・ローン

- 3. 手形割引市場において売買される手形
- 4. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【利害関係人等との取引】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）の、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第16条第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【同一銘柄の投資信託証券の投資制限】

- 第19条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項の規定にかかわらず、投資信託約款または投資法人規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。）が定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

【先物取引等の運用指図】

- 第20条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。)
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

- 第22条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託できるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【外国投資信託証券の保管】

第24条 受託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券を、当該信託にかかる外国投資信託証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第25条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができますものとします。

【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするもの

とします。

- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第27条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第30条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第31条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者が

これを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第32条 この信託の計算期間は、毎年4月16日から10月15日および10月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成20年1月31日から平成20年10月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本条において「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【投資信託財産に関する報告等】

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査費用】

第34条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息ならびに投資信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時また

は期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第36条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、収益分配金については原則として第38条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対す

る支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。なお、この場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。当該取得の申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第3項により投資信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 受益者が、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、原則として、受益者の一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して6営業日目（該当日が休業日の場合は翌営業日）に受益者へ支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営

業所等において行うものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金について第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第38条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【投資信託契約の一部解約】

- 第40条 受益者（指定販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、指定販売会社が個別に定める口数および申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が別に定める日に該当する場合は、当該一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。
- ② 受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 第3項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑤ 委託者は、当該一部解約の請求受付日の一部解約の実行の請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国におけ

る非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを制限または中止することおよびすでに受け付けた申込みを取り消すことができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【投資信託契約の解約】

第42条 委託者は、信託期間中、次の場合に該当することとなった場合、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 2. やむを得ない事情が発生したとき
 3. 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、前項の規定にかかわらず、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとします（別に定める指定投資信託証券に規定する投資信託証券で代替する場合を除きます。）。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の

受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第1項または第2項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

【投資信託約款の変更等】

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【投資信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【反対者の買取請求権】

第46条 第42条に規定する投資信託契約の解約または第43条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な投資信託約款の変更等に反対した受益者は、指定販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第42条第3項または第43条第2項に規定する書面に付記します。

② 前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および指定販売会社が協議のうえ、決定するものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【投資信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成20年 1月31日（投資信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社

付 表

I. 別に定める指定投資信託証券

投資信託約款第16条、第42条第2項および別に定める運用の基本方針における「別に定める指定投資信託証券」とは次の投資信託の受益証券または投資法人の投資証券（振替受益権または振替投資口を含み、以下「投資信託証券」といいます。）をいいます。

1. 外国投資法人

「オーシャン・ファンド・エクイティーズ
MENA オポチュニティーズ」
(Ocean Fund Equities MENA Opportunities)

2. 外国投資法人

「SGAM オアシス・ミドル・イースト・アンド・ノース・アフリカ・ファンド」
(SGAM Oasis Middle East & North Africa Fund)

3. 外国投資法人

「SGAM Fund マネー マーケット (USD)」
(SGAM Fund Money Market (USD))

II. 別に定める日

投資信託約款第12条第2項および第40条第1項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

1. 取得申込受付日または一部解約の実行の請求受付日がルクセンブルクの銀行休業日に当たる場合の当該受付日

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ



SG ARAB EQUITY FUND

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（請求目論見書）

2008.01

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ＳＧ アラブ株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年12月28日に関東財務局長に提出しており、平成20年1月13日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「ＳＧ アラブ株式ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成19年12月28日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	S G アラブ株式ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	当初募集額：上限 200億円 継続募集額：上限 1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第 1 ファンドの沿革	1
第 2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第 3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	7
第 4 ファンドの経理状況	8
1 財務諸表	8
2 ファンドの現況	8
第 5 設定及び解約の実績	8

第1 ファンドの沿革

平成20年1月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日の場合のお申込みは受け付けません。取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、当初申込期間においては1口につき1円とし、継続申込期間においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（わが国の金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」※と「分配金受取りコース」とがあります。各申込コースの詳細は販売会社へお問い合わせください。

※ 「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については前記(2)のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資

コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

- (5) 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2 換金（解約）手続等

- (1) 換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。ただし、ルクセンブルグの銀行休業日の場合の解約請求の申込みは受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約に関して手数料はありませんが、解約の価額^{※1}は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本^{※2}を上回った場合その超過額の 10%。なお、平成 21 年 4 月 1 日からは 20%。）を差し引いた金額^{※3}となり、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

※1 解約価額＝ 基準価額－ 信託財産留保額＝ 基準価額－（基準価額×0.2%）

※2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。

※3 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の 7%。なお、平成 21 年 4 月 1 日からは 15%。）を差し引いた金額となります。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場

合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受け付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができます。

- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

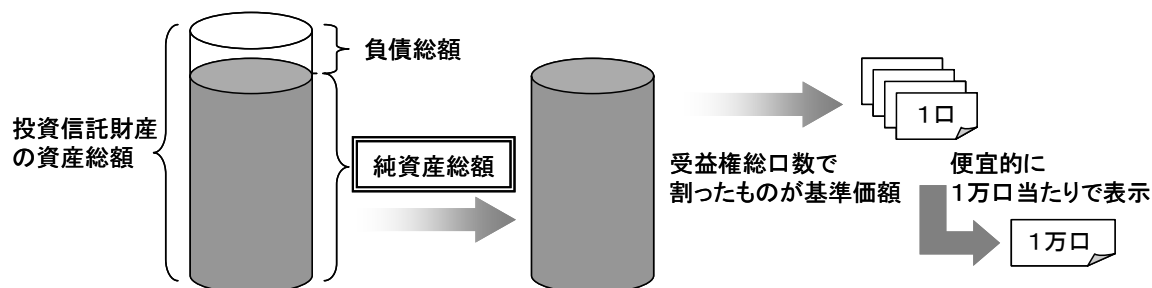
第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

①基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



②基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（わが国の金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

また当日の基準価額は原則として、算出された日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。

（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「アラブ株」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、平成20年1月31日から無期限です。

ただし信託期間中に「(5) その他 ⑥ 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ⑥ 信託の終了」をご覧ください。

(4) 計算期間

① この信託の計算期間は、原則として毎年4月16日から10月15日まで、10月16日から翌年4月15日までとします。ただし、第1期計算期間は平成20年1月31日から平成20年10月15日までとします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。

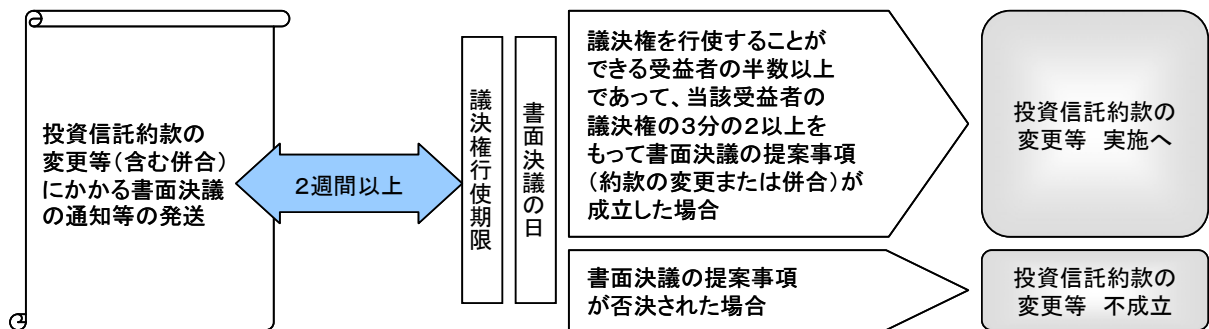
② 投資信託約款の変更等

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの

事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (ハ) (ロ) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、(イ) から (ハ) の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務にそむいた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更」の(イ) から (ニ) の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年4月および10月の計算期間の終了後および償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

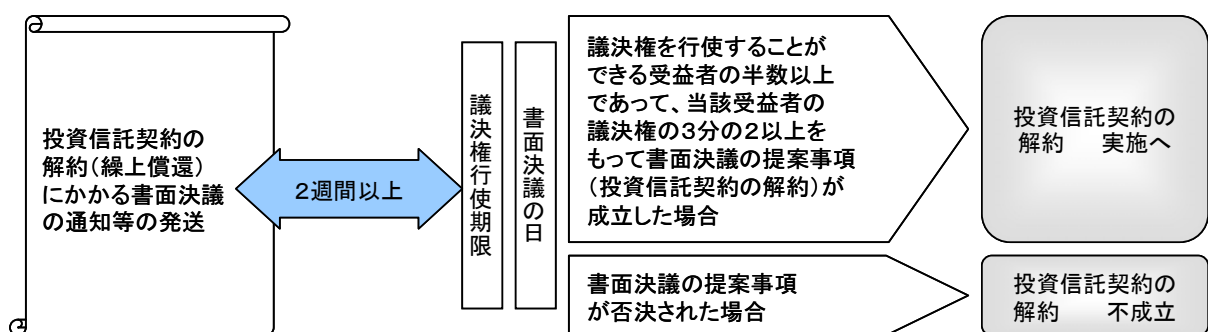
- A. 投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B. やむを得ない事情が発生したとき
- C. 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
- D. AからCにかかわらず、ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

（ロ）（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（ハ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ニ）（イ）から（ハ）の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また（イ）のAからDにより投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。



（ホ）委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C. 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

※BまたはCにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 投資信託約款の変

更等」の書面決議出で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(へ) 前記「④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年4月および10月の計算期間の終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成20年1月31日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

なお、ファンドの監査は、新日本監査法人が行います。

委託者は、ファンドの投資信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところにより行います。

ファンドの計算期間は、原則として、毎年4月16日から10月15日まで、10月16日から翌年4月15日までとします。ただし、第1期計算期間は平成20年1月31日から平成20年10月15日までとします。

監査証明を受けたファンドの財務諸表は有価証券報告書に掲載されます。

1 財務諸表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

第5 設定及び解約の実績

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成20年1月31日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

SG アラブ株式ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ